

# 鳥取縣公報

號 外

昭和十三年一月二十一日

金 曜 日

## 訓 令

### ◆鳥取縣訓令甲第一號

市 町 村 長

昭和十三年臨時勞働統計實地調査施行細則取扱手續左ノ通定ム

昭和十三年一月二十一日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

昭和十三年臨時勞働統計實地調査施行細則取扱手續

第一條 本手續ニ於テ細則ト稱スルハ昭和十二年十二月内閣訓令第五號昭和十三年臨時勞働統計實地調査施行細則ヲ謂フ

第二條 市町村長ハ工場ノ事業主職員其ノ他ノ者ノ中ヨリ勞働調査員ニ適當ト認ムル者ヲ工場ノ職員勞働者ノ中ヨリ勞働副調査員タルニ適當ナル者ヲ選定シ別記様式第一號ニ依リ昭和十三年一

月二十五日迄ニ知事ニ内申スベシ。

第三條 市町村長細則第四條ニ依リ指定ヲ爲シタルトキハ其ノ旨知事ニ報告スベシ

第四條 市町村長細則第五條ニ依リ労働調査員又ハ労働副調査員ノ職務ヲ執行スル者ヲ選任シ知事

ニ報告スルトキハ別記様式第一號ニ依ルベシ

第五條 市町村長細則第七條ニ依ル報告ヲ爲サントスルトキハ工場名労働者數及期間延長ノ事由ヲ

具シ知事ニ進報スベシ

第六條 市町村長細則第九條ニ依リ準備調査簿ヲ作成シタルトキハ其ノ狀況ヲ別記様式第二號ニ依

リ知事ニ報告スベシ

第七條 市町村長準備調査施行ノ結果管内ニ該當スベキ工場ナキトキハ一月二十五日迄ニ其ノ旨知

事ニ報告スベシ

第八條 市町村長細則第十條ニ依リ準備調査簿ヲ訂正シタルトキハ第六條ニ準ジ報告スベシ

第九條 本調査ニ要スル用紙其ノ他印刷物ハ知事ヨリ之ヲ市町村長ニ交付ス

第十條 市町村長用紙其ノ他印刷物不足ノ爲之ガ請求ヲ爲サントスルトキハ既交付數殘數爾後ノ所

要見込數ヲ具シ請求スベシ

附 則

昭和十一年七月鳥取縣訓令甲第<sup>レ</sup>七號労働統計實地調査施行ニ續ハ之ヲ廢止ス

別 記

様式第一號

労働調査員及労働副調査員選定ノ義内申

左記ノ者本市(町村)労働調査員及労働副調査員トシテ最適任者ト認メ候ニ付御推薦相成度此段及  
内申候也

年 月 日

市 町 村 長 印

知 事 宛

受持工場名	受持労働者數	労働調査員		労働副調査員	
		其ノ職業別	氏名	其ノ職業別	氏名

様式第二號

手續第六條ニ關スル件報告

標記ノ件左ノ通及報告候也

年 月 日

知 事 宛

市 町 村 長 印

番 號	工 場 名	工場ノ所在地	勞 働 者 數	備 考

昭和十三年一月廿一日印刷  
昭和十三年一月廿一日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町縣  
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
鳥取刑務支所